第３回　遠賀町農業委員会総会議事録

１．日 時　　令和８年９月１０日（木）

午前８時５８分～午前１１時２８分

２．場　所　　遠賀町役場別館　２階　会議室４

第３回　遠賀町農業委員会総会議事録

１．　日時　　令和８年９月１０日（木）午前８時５８分～午前１１時２８分

２．　場所　　遠賀町役場別館　２階　会議室４

３．　出席委員（１５名）

議　長	１番	三原	高志
副議長	２番	髙崎	洋介
委　員	３番	須藤	司
委　員	４番	白石	元弘
委　員	５番	太田	勲
委　員	６番	﨑山	栄子
委　員	７番	矢野	英昭
委　員	８番	林	長輝

委　員	１番	太田	廣行
委　員	２番	森	克己
委　員	３番	吉田	清司
委　員	４番	白石	哲則
委　員	５番	石井	佐千生
委　員	６番	柴田	浩
委　員	７番	松井	悟

４．　９月の農業相談委員

４番　白石　元弘　委員
５番　太田　勲　委員

５．　議事日程

（１）付議案件

① 農地法第３条の規定による許可申請について
（●●●●●）

② 農地法第４条の規定による許可申請について
（●●●●）

③ 農地法第５条の規定による許可申請について
（●●●）
④ 農地法第５条の規定による許可申請について
（●●●●）
⑤ 農地法第５条の規定による許可申請について
（●●●●）
⑥ 農地法第５条の規定による許可申請について
（●●●●●●●●●●●●●●●●● 理事長 ●●●●）
⑦ 農地台帳への登載申請について
（●●●●）
⑧ 農地法第５条の規定による許可申請における完了確認について
（●●●●●●●●●●●●●●●●● 理事長 ●●●●）

（２）報告案件
① 農地法第１８条第６項の規定による通知について

（３）その他の案件
① 水利研修について
② 令和８年熊本地震義援金について
③ 農業委員会通信について

６． 農業委員会事務局職員

事務局長	向井 理人
事務局職員	瓜生 哲朗
事務局職員	藤本 慎央

開 会 ８時 ５８分

議長 皆様おはようございます。それではさっそく始めたいと思います。本日の出席委員は農業委員８名中８名、推進委員７名中７名の出席となっております。農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。よって、ただいまより第２回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長　　それでは次第の２、本日の農業相談員は４番白石元弘委員、５番太田勲委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長　　次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第３条の規定による許可申請１件、農地法第４条の規定による許可申請１件、農地法第５条の規定による許可申請４件、農地台帳への登載申請について１件、農地法第５条の規定による許可申請における完了確認について１件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長　　なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。

議長　　では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局　　それでは議案書の１ページをお開きください。
付議案件①農地法第３条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が田園にお住まいの●●●●●さん、譲渡人が別府にお住まいの●●●●さんです。
申請地は大字別府字外牟田４２９９番１で、地目は田、面積は２，１４１㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、申請理由が規模拡大のためとなっております。譲受人の耕作面積は７２，６４２㎡で、今回の申請農地は譲渡人は耕作しておらず、譲受人の規模拡大のためであり、特段問題はないものと思われます。
申請地は３ページの字図に記載しています。

続きまして、議案書の４ページをお開きください。付議案件②農地法第４条の規定による許可申請についてでございます。
申請人が広渡にお住まいの●●●●さんで、申請地は大字広渡字井地１６６１番７、地目は田、面積は１１０㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住

居専用地域の第３種農地となっております。
申請理由は自己住宅の敷地となっております。
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。
営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。
こちらの議案については、始末書の添付があっておりますので、説明の最後に皆さんと確認を行わせていただきます。
申請地は６ページの字図に記載しております。
７ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。
用地造成に伴う被害防除措置については特にありません。
８ページが現況平面図です。北側及び西側は宅地、東側および南側は田と接しています。
９ページが土地利用計画図です。申請地西側の１６６１番２から越境して住居の建設および、カーポート・物置が設置されており、切土・盛土は行いません。
排水計画については、雨水は東側に設置されている側溝、汚水・生活雑排水は、東側の公衆用道路に既設の公共下水道へ接続されています。
１０ページが縦横断図です。切土・盛土は新たに行いませんが、先ほど土地利用計画でも説明したとおり、東側に接する公衆用道路に向かって、緩やかな勾配があります。
１１ページが建物平面・立面図です。図に示されているような住宅、物置、カーポートが建築および設置されています。
１２ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、了承を得ています。なお、６ページの字図に記載のお名前と、関係者説明の調査票のお名前が異なっておりますが、相続の関係で現在管理しているのは、調査票に書かれているお名前の方となります。１６６１番１と１６６１番７については、今回の申請人本人名義の土地であるため、今回の調査票には記載がありません。
１３ページが始末書です。

続いて議案書の１４ページをお開きください。
付議案件③農地法第５条の規定による許可申請についてでござ

います。借受人が福岡市にお住まいの●●●さん、貸渡人が広渡にお住まいの●●●●さんです。
申請地は大字広渡字井地１６６１番１、１６６１番８の２筆で、地目は田、面積は合計４４６㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種低層住居専用地域の第３種農地となっています。
申請理由は自己住宅の建築となっています。
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。
営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっています。
こちらの議案についても始末書の提出があっていますので、後ほど確認させていただきます。
申請地は１６ページの字図に記載しています。先ほどの４条の付議案件②の隣の土地になります。
１７ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続、用地造成に伴う被害防除としては、南側の間知ブロック上に土留めとしてコンクリートブロック２段積みを行うとなっています。
１８ページが現況平面図です。北側は宅地、東側は宅地と公衆用道路、南・西側は田と接しています。
１９ページが土地利用計画図です。申請地内は南東側に盛土を行い、家を建築します。また、雨水の水路放流のために、北に向かって若干の勾配をつける計画です。
２０ページが縦横断図です。土地利用計画図でも説明したとおり、南東側に盛土を行い、北に向かって勾配をつける計画となっています。
２１ページから２２ページが建物の平面図です。２１ページが１階部分、２２ページが２階部分の平面図です。
２３ページが建物の立面図です。平面図・立面図のとおり、２階建ての自己住宅を建築する計画です。
２４ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、了承を得ています。なお、１６ページの字図に記載の名前と異なりますが、先ほどと同じように、相続の関係で現在管理しているのは、この調査票に記載されている方になります。また、１６６１番７については、付議案件②にありました

ように、追認で４条申請のあっている箇所になるため、今回の調査票には記載がありません。
２５ページが始末書です。

続きまして議案書の２６ページをお開きください。
付議案件④農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が岡垣町にお住まいの●●●●さん、譲渡人が今古賀にお住まいの●●●●●●●●●●●●●●さんです。
申請地は大字今古賀字正堺２８１番で、地目は畑、面積は３５㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第３種農地となっております。
申請理由は自己住宅の敷地となっております。
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。
申請地は２８ページの字図に記載しています。
こちらについてですが、元々今回の譲渡人が所有していた住宅を譲受人である●●さんが購入し、購入した住宅の敷地内に、お庭になるのですが、今回の申請地が含まれていたため、庭の一部として利用するものとなっております。
２９ページが被害防除計画書です。雨水の排水は自然流下、汚水・生活雑排水は該当なし、用地造成に伴う被害防除としては、特になしとなっております。
現況平面図、土地利用計画図、縦横断図についてですが、今回面積がとても小さく、わかりづらいのと、現況のまま庭として利用するということで、今回の議案には添付しておりません。現地に行った時に見ていただければわかると思います。よろしくお願いいたします。
３０ページが関係者説明に関する調査票です。今回の申請地については隣接農地はありません。

続きまして、議案書の３１ページをお開きください。
付議案件⑤農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。

借受人が松の本にお住まいの●●●●さん、貸渡人が松の本にお住まいの●●●さんです。
申請地は大字若松字老門３２３番４で、地目は田、面積は３５３㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第１種農地となっております。
申請理由は自己住宅の建築となっております。
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。
営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。こちらの議案についても始末書の添付があっておりますので、説明の最後に確認を行わせていただきます。
申請地は３３ページの字図に記載しています。
３４ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽の設置、用地造成に伴う被害防除としては、敷地北側、南側、西側にコンクリートブロックにて土留めを行い、東側は既存のコンクリートブロックを使用し、土留めを行う。となっています。
３５ページが現況平面図です。３２３番１から分筆し、新たに東側にできた３２３番４が今回の申請地になります。北側と東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は田と接しています。
３６ページが土地利用計画図です。申請地内は、切土盛土は行わず、申請地中央部に住宅を建築する計画です。
３７ページから３８ページが縦横断箇所および縦横断図です。切土盛土はなく、雨水は南側に接する公衆用道路に既設の側溝へ水路放流できるよう、南側に向かって勾配がついています。
３９ページが建物の平面図です。
４０ページが建物の立面図です。図のとおり、平屋を建築する計画です。
４１ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。
４２ページが始末書です。

続きまして、議案書の４３ページをお開きください。付議案件⑥農地法第５条の規定による許可申請についてでございます。
借受人が木守に事業所を置く●●●●●●●●●●●●●●

●　理事長　●●●●さん、貸渡人が木守にお住まいの●●●●さんです。
申請地は大字木守字長江口９２８番、９２９番の計２筆で、地目は田、面積は合計３，８１５㎡です。
農地区域が農業振興地域外で、土地の用途区分は第一種住居地域の第３種農地となっております。
申請理由は農地改良の一時転用となっております。
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。
営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。
申請地は４５ページの字図に記載しています。
４６ページから４７ページが一時転用許可申請に関する事業計画書です。搬入する土量はおよそ８，０００㎥で土砂は遠賀川駅南開発の残土を利用します。一時転用期間中の被害防除措置としては、素掘側溝を設けることおよび水路の板柵工を行うこととなっております。
用排水計画は、給水は無し、排水は素掘側溝およびコルゲートパイプ排水による水路への排水、雑排水は発生無しとなっています。
施工計画は令和８年１２月１日から着工し、令和９年２月２５日に完了の予定です。その後営農開始となる見込みです。
４８ページが営農計画書です。今回は河川の増水時に畦畔を超えて水が浸入することで農地が水没し、営農に支障があるため農地改良を行う計画です。農地改良後は、令和９年７月頃から大豆、同年１２月頃から麦の作付を行う予定です。
耕作はすべて農事組合法人●●●が請け負う予定となっております。
４９ページが現況平面図です。北側は用悪水路、東、南側は公衆用道路、西側は田と接しています。
５０ページが土地利用計画図です。申請地の全体の表土を一旦剥いで、盛土を行い、盛土をした土の上に剥した表土を被せる計画です。盛土の高さは最大２．６ｍとなるようにし、隣接する農地、公衆用道路と接する面は畦畔の内側に１対１．８の法面を形成します。なお、この１対１．８という勾配については、令和５年度農林水産省発刊の土地改良工事数量算出要領の

盛土法面の項目にて、盛土高が５ｍ以下の場合１：１．５から1：１．８が標準勾配とされているため、標準範囲内に入っている勾配です。農機具等の進入路は図の申請地内の右上、北東に１箇所少し広い面があるとおり、進入路を作る計画となっています。
雨水の排水は法面の内側に素掘側溝を作り、排水管を通じて水路へ排出する計画です。図の申請地北側にある３つの矢印部分が排水管を入れる箇所となります。
５１ページが縦横断図です。盛土の高さは２．６ｍとなるような計画です。２．６ｍの盛土が必要な理由としては、今回申請地の東側、駅南の開発区域造成時に実際に１．６ｍの沈下が確認されているということで、今回の申請地においても同様の沈下を見越しての高さとしているという聞き取りを行っております。また水路の板柵が老朽化しているため、法面が崩れないように水路の板柵工および公衆用道路、農道部分の地盤改良を行う予定です。
５２ページが縦横断図の部分的な詳細図です。
既存部分、計画後の一般部分、排水部分の３パターンの断面が描かれております。
５３ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い了承を得ています。

続きまして、議案書の５４ページをお開きください。
付議案件⑦農地台帳への登載申請についてでございます。
この案件は、農地以外のものになったため農地台帳から外した土地について、また農地に戻し再度耕作を行うようになったため農地台帳への登載を承諾するものです。
申請者が鬼津にお住まいの●●●●さんで、遠賀町で農業を行っています。
申請地は大字尾崎字舟川７０番の１筆で、登記地目は雑種地で、面積は１０９㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第１種農地となっております。
経緯としましては、申請地は元々田でありましたが、昭和４１年６月４日時点で雑種地として登記されていた筆になります。申請地を田として農地台帳へ登載するための申請となります。

現在、申請地は鋤き込みされており、今後は麦を作付けされる予定です。
申請地は５６ページの字図に記載しています。

続きまして、議案書の５７ページをお開きください。
付議案件⑧農地法第５条の規定による許可申請における完了確認についてでございます。
この案件については、駅南開発の土地区画整理事業に伴う宅地造成で農地転用の許可を既に出している箇所になります。
本来、農地の転用行為はすべての工事が終わり完了報告書を提出することにより完了します。完了後は農地ではなくなるためその土地の売却が可能となりますが、全体の工事が完了する前に、一部の土地の売却を行う場合は、農業委員会にて売買する土地の造成行為が完了し、現況が農地でないことを確認できれば、追加で農地転用の許可を受けることなく土地の売却が可能となります。
今回の申請は、転用許可を行った土地のうち先に売却を行う保留地の完了確認の申請となります。それでは、議案書に戻ります。
申請者が木守に事業所を置く、●●●●●●●●●●●●●●　理事長　●●●●さんで、転用の許可年月日が令和４年１０月７日、地番が大字広渡字観ノ目２４番２　外１１０筆です。
今回の完了確認の申請地は、５８ページから６３ページにあるように、底地、以前の地番が大字今古賀字新川１番１を含む延べ１０４筆にまたがる箇所で、保留地では街区番号が１、画地番号が１、街区番号が２２、画地番号が１９から２１、街区番号が２３、画地番号が１から３と１９から２１、街区番号が２４、画地番号が１から３と２０から２２の箇所になります。後ほど図面を見ていただきます。面積は合計１２，４０９．３８㎡です。
申請理由は令和９年上期販売予定保留地造成工事に着手するためとなっております。
６５ページが保留地の位置図です。北に遠賀川駅があり、申請地は左上の①と右下の㉒から㉔、㉗と㉘の街区になります。６６ページからが底地図です。街区番号１のうち①、６７ページ

の街区番号２２のうち⑲から㉑、続いて６９ページの街区番号２４のうち①から③、⑳から㉒、７０ページの街区番号２７のうち①から④、⑱から㉒、７１ページの街区番号２８のうち①から④、⑱から㉒が今回の申請地です。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長　　それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休　憩　　９時　　３４分

－　　現地調査後　　－

再　開　　１１時　　１２分

議長　　それでは再開します。
付議案件①については、●●委員の親族が当事者となりますので、須藤委員は付議案件①の審議が終わるまで、退席をお願いします。

～　●●委員退室　～

では付議案件①を議題に供します。
地区担当の吉田清司委員から報告をお願いします。

推進委員（３番）　問題ないと思われます。

議長　　ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長　　無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第３条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長　　賛成６名で付議案件①は承認されました。

～ ●●委員入室 ～

続きまして、付議案件②を議題に供します。
地区担当の矢野英昭委員及び柴田浩委員から報告をお願いします。

農業委員（７番）　先ほど現地を見てもらいましたが､許可を受けないままカーポートや物置等できていました｡始末書も出ておりますので何卒ご審議よろしくお願いします。

推進委員（６番）　ご審議よろしくお願いします。

議長　　ありがとうございました｡それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長　　無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第４条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長　　賛成７名で付議案件②は承認されました。
続きまして、付議案件③を議題に供します。
地区担当の矢野英昭委員および柴田浩委員から報告をお願いします。

農業委員（７番）　道路から入口のところ１６６１番８は通路として使用しますので、建物は建てません。そこも農転の許可を得ないといけないのと、隣接する３４１㎡の１６６１番１も農地のまま建物が建っていますので、許可の申請をしてから建てるようにしてもらいたいと思います。始末書も添付されていますので、ご審議よろしくお願いします。

推進委員（６番）　まったく同じ意見で、農地転用の許可を受けてほしいと思います。

議長　ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長　無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第５条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長　賛成７名で付議案件③は承認されました。
続きまして、付議案件④を議題に供します。
地区担当の須藤司委員および吉田清司委員から報告をお願いします。

農業委員（３番）　特に問題はないと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

推進委員（３番）　問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長　　ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長　　無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第５条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長　　賛成７名で付議案件④は承認されました。
続きまして、付議案件⑤を議題に供します。
付議案件⑤については柴田委員が当事者となりますので、柴田委員は付議案件⑤の審議が終わるまで退席をお願いします。

～ ●●委員退室 ～

議長　　地区担当の矢野英昭委員から説明をお願いします。

農業委員（７番）　今回のこの場所も先に農転をしないといけませんでした。
ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長　　無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農地法第５条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長　　賛成７名で付議案件⑤は承認されました。

～ ●●委員入室 ～

続きまして、付議案件⑥を議題に供します。
地区担当の太田勲委員および石井佐千生委員から報告をお願いします。

農業委員（５番）　先ほど現地を見ていただきました､生産組合長の無条件承諾ということで､問題はないと思われますのでご審議よろしくお願いします。

推進委員（５番）　令和５年度も近くで同じ申請が出ましたが生産組合長の無条件承諾でした。同じ関連なので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議長　ありがとうございました｡それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

委員（３番）　関係者説明の調査票の、太田委員のところですが、記名の場合は押印とありますが、これはうっすら押印されているのでしょうか、無いのか教えていただきたいです。

事務局　原本は押印いただいております。印刷の関係で写っていないだけです。

委員（３番）　わかりました。

議長　ほかにありませんか。

【ありません。】の声

議長　これより採決に移ります。
付議案件⑥農地法第５条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長　　賛成７名で付議案件⑥は承認されました。
続きまして、付議案件⑦を議題に供します。
地区担当の林長輝委員および松井悟委員から報告をお願いします。

農業委員（８番）　現地を見ていただいたとおりでございます。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いします。

推進委員（７番）　問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長　　ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長　　無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑦農地台帳への登載申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長　　賛成７名で付議案件⑦は承認されました。
続きまして、付議案件⑧を議題に供します。
地区担当の太田勲委員および石井佐千生委員から報告をお願いします。

農業委員（５番）　問題はないと思われますのでご審議よろしくお願いします。

推進委員（５番）　問題ないと思いますので審議よろしくお願いします。

議長　　ありがとうございました。それでは本件について発言のある委員

は挙手願います。

【ありません。】の声

議長　　無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑧農地法第５条の規定による許可申請における完了確認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長　　賛成７名で付議案件⑧は承認されました。
それでは報告案件について、事務局より報告をお願いします。

事務局　　議案書の７２ページをご覧ください。
報告案件①農地法第１８条第６項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが解約２筆、面積は合計１，７７０㎡となっております。使用貸借から賃貸借への変更に伴う解約です。

議長　　報告案件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長　　それでは、その他の案件について、事務局より報告をお願いします。

事務局　　その他の案件①水利研修について説明。
その他の案件②令和８年熊本地震義援金について説明。
その他の案件③農業委員会通信について説明。

議長　　その他の案件について何かございませんでしょうか。
他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

無いようですので、以上をもって、第３回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉　会　　１１時　　２８分